



# 東光監査法人

## TOKOニュースレター

Vol. 169/2025年1月号

発行日：2025年1月24日

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

皆様には、常日頃から東光監査法人の活動にご理解とご支援を賜り、心から御礼申し上げます。

昨年は、企業の業績改善を背景とした設備投資や実質賃金の改善などにより緩やかな消費者マインドの改善がみられる一方で、人手不足による供給制約、人件費や物流コストの増加等に伴う物価高のマイナス要因などもあり、緩やかな景気回復に留まりました。また、ウクライナ情勢や中東の地政学リスクなどもあり、先行きは依然として不透明な情勢が続いています。

そのような中で、監査法人に求められる役割や業務も大きく変容してきております。

東光監査法人は、昨年「上場会社等監査人登録審査会」における審議の結果、承認されました。今後は、今まで以上に高い規律を守り、監査品質を最優先とした監査業務が遂行出来るように精進して参ります。また透明性の高い監査品質のマネジメントに関する年次報告書を公表し、詳細な情報開示に対応して参ります。

関係者の皆様方におかれましては、東光監査法人の活動に変わらぬご理解、ご支援を頂けますと幸いです。

末筆ながら、皆様の益々のご健勝とご発展を心から祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。

2025年1月吉日

東光監査法人

包括代表社員 中川 治

### 最新情報（2024年12月1日～2024年12月31日）

#### 1. 業種別委員会

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内容	適用時期等
2024年 12月9日	意見	「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する保険	2024年10月31日に金融庁から「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する保険業法施行規則の一部改正（案）」等が公表され、意見が求められました。	—

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

		業法施行規則の一部改正（案）」等に対する意見について	日本公認会計士協会（業種別委員会）では、当該改正案に対する意見を取りまとめ、2024年12月2日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。	
--	--	----------------------------	---	--

## 2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

## 3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

## 4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2024年 12月6日	意見	内閣府「公益法人会計基準（素案）」等に関する意見募集に対する意見について	2024年11月13日付けで内閣府から「公益法人会計基準（素案）」等に関する意見募集が公表され、「公益法人会計基準（素案）」及び「公益法人会計基準の運用指針（素案）」について、広く意見が求められました。  日本公認会計士協会では、「公益法人会計基準（素案）」等に対する意見を取りまとめ、2024年12月3日付けで内閣府に提出いたしましたのでお知らせします。	—
2024年 12月9日	公開 草案	「公会計委員会実務指針第6号「国立大学法人等の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について（公開草案）」	2023年1月12日付けで「監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」が改正され、これに対応するため、2024年2月8日付けで「監査基準報告書700実務指針第1号「監査報告書の文例」が改正されました。  これを受けて公会計委員会では、「公会計委員会実務指針第6号「国立大学法人等の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正の検討を行いました。  このたび一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	意見募集期間 終了
2024年 12月9日	公開 草案	「公会計委員会実務指針第8号「地方独立行政法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及	2023年1月12日付けで「監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」が改正され、これに対応するため、2024年2月8日付けで「監査基準報告書700実務指針第1号「監査報告書の文例」が改正されました。  これを受けて公会計委員会では、「公会計委員会実務指針第8	意見募集期間 終了

		び監査報告書の文例」の改正について（公開草案）	号「地方独立行政法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正の検討を行いました。 このたび一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	
2024年 12月10日	留意 事項	「私立学校振興助成法に基づく公認会計士又は監査法人による都道府県知事を所轄庁とする学校法人の監査に当たっての留意事項」について	日本公認会計士協会では、2024年12月10日付けで「私立学校振興助成法に基づく公認会計士又は監査法人による都道府県知事を所轄庁とする学校法人の監査に当たっての留意事項」を公表いたしましたのでお知らせいたします。	—

#### 5. IT 関係（テクノロジー委員会）

特になし

#### 6. その他（会計制度委員会等）

特になし

## II. 連絡広場

### ワンポイントメッセージ

#### 「令和 7 年度税制改正の大綱」

令和 6 年 12 月 27 日に閣議決定された令和 7 年度税制改正の大綱の中で、税制改正法案が成立するとより多くの企業に大きな影響がある項目をピックアップしました。国民民主党の掲げる所得税減税、政府が目指す国防力強化のための防衛増税が反映された内容です。

### 個人所得課税

#### ○物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

- ・所得税の基礎控除について、合計所得金額が 2,350 万円以下である個人の控除額を 10 万円引き上げ、58 万円とする。(基礎控除の見直し)
  - ・給与所得控除の最低保障額について 10 万円引き上げ、65 万円とする。(給与所得控除の見直し)
  - ・居住者が生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等(その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が 123 万円以下であるものに限る。)で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額等から控除額を控除する。
- すなわち、親族等の合計所得金額が 85 万円までは、親等が特定扶養控除と同額(63 万円)の所得控除を受けられ、また、親族等の合計所得金額が 85 万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逡減し、合計所得金額が 123 万円を超えると消失する仕組みとする。(特定親族特別控除(仮称)の新設)

### 法人課税

#### ○中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長等

- ・所得の金額が年 10 億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年 800 万円以下の金額に適用される税率を 17%(現行:15%)に引き上げる等の見直しを行った上で、適用期限を 2 年延長する。

### 国際課税

#### ○グローバル・ミニマム課税への対応

- ・軽減課税所得ルールに対応するため、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の創設等を行う。
- ・国内ミニマム課税に対応するため、各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の創設等を行う。

### 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

#### ○防衛特別法人税(仮称)の創設

- ・法人税額に対し、税率 4%の新たな付加税を課す。
- ・令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用する。
- ・課税標準となる法人税額から 500 万円を控除する。

税制改正大綱に関しては、今後の国会における法案審議の過程において、変更が行われる可能性があることにご留意ください。

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

以上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒162-0824

東京都新宿区揚場町1番1号 揚場ビル3階

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703